

○草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

昭和47年9月30日

条例第40号

改正 昭和48年3月31日条例第18号

昭和51年9月30日条例第27号

昭和53年3月31日条例第15号

昭和55年1月7日条例第5号

昭和56年6月12日条例第11号

昭和57年3月31日条例第8号

昭和58年3月19日条例第19号

昭和60年12月26日条例第29号

昭和63年3月30日条例第7号

昭和63年12月23日条例第31号

平成元年1月8日条例第1号

平成3年12月20日条例第39号

平成5年3月30日条例第7号

(題名改称)

平成7年3月31日条例第8号

平成9年3月28日条例第7号

平成11年3月29日条例第14号

平成12年3月28日条例第19号

平成15年12月18日条例第31号

平成16年9月17日条例第30号

平成17年9月30日条例第45号

平成24年12月21日条例第33号

平成25年12月17日条例第31号

平成28年9月21日条例第17号

平成29年3月22日条例第12号

平成31年3月19日条例第7号

平成31年4月22日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、廃棄物の発生の抑制、適正な処理及び再利用の促進について必要な事項を定め、市民の生活環境の保全及び資源が循環して利用される都市の形成を図ることを目的とする。

(平5条例7・全改)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において「再利用」とは、活用しなければ不要となる物又は廃棄物を、再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(平5条例7・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物として排出するときは、処理が容易となるよう分別し、又はその生じた廃棄物を自ら処分する等、廃棄物の減量等に努めなければならない。

2 市民は、再生品の利用及び不用品の活用等の再利用に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の分別、減量等について、市の施策に協力しなければならない。

(平5条例7・追加)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する廃棄物の再利用等を行うことによりその減量化を図るとともに、物の製造、加工、販売等に際して、これらに係る製品、容器、梱包、包装用品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になるおそれがあるときは、自ら回収するなど必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理について、市の施策に協力しなければならない。

(平5条例7・旧第3条繰下・一部改正)

(市の責務)

第5条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用による廃棄物の減量等に関する市民の自主的活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、その管理する施設等から排出される廃棄物を抑制するとともに、物品の調達に当たっては、再生品の利用等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(平5条例7・追加)

(清潔の保持)

第6条 何人も常に生活環境を清潔にし、その保全に努めなければならない。

2 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

3 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

4 市長は、生活環境の保全上支障があると認めるときは、第2項に規定する者又は法第5条第1項に規定する土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平5条例7・旧第4条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、告示するものとする。

2 前項に規定する計画を変更した場合には、その都度告示するものとする。

(平5条例7・旧第5条繰下・一部改正)

(一般廃棄物の処理)

第8条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、市が定める前条第1項の一般廃棄物処理計画に従い、飛散し、又は流出しない方法で容器等に収納し、所定の場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定により、前条第1項の一般廃棄物処理計画で定める所定の方法で所定の場

所に搬出された一般廃棄物のうち、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物であって分別収集を行う規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、市が行う資源物の再生利用のために土地又は建物の占有者が搬出したものとみなす。ただし、規則で定める手続により市に登録した団体が搬出した資源物（以下「集団回収の資源物」という。）については、この限りでない。

3 第1項の場合において、土地又は建物の占有者は、次に掲げる廃棄物を搬出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含む物
- (2) 著しく悪臭を発する物
- (3) 危険性のある物
- (4) 容積又は重量の著しく大きい物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのある物

4 土地又は建物の占有者は、前項に掲げる廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（平5条例7・旧第6条繰下・一部改正、平16条例30・一部改正）

（一般廃棄物の処理の申出）

第9条 土地又は建物の占有者は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとし、又はその土地若しくは建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（平5条例7・旧第7条繰下・一部改正）

（資源物の持ち去りの禁止等）

第9条の2 市及び市長が指定する者（集団回収の資源物については、当該集団回収の資源物を搬出した団体を含む。以下同じ。）以外の者は、次に掲げる資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- (1) 第8条第2項の規定により所定の方法で所定の場所に搬出された資源物
- (2) 集団回収の資源物

2 市長は、市及び市長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（平16条例30・追加）

(違反行為をした者に対する立入調査等)

第9条の3 市長は、前条第2項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市の職員に、当該者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平16条例30・追加)

(違反行為等の事実の公表)

第9条の4 市長は、第9条の2第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、前条第1項の規定による報告を求められた者がその報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による調査の対象となる建物若しくは物件の占有者等がその調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その事実を公表することができる。

(平16条例30・追加)

(事業活動に伴う一般廃棄物の運搬等)

第10条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指示する方法で市が指定する場所に運搬しなければならない。

2 市は、前項に規定する廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて容易に運搬できると認められた廃棄物については、市の計画により運搬することができる。

3 第1項に規定する廃棄物を多量に排出する事業者は、当該廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(平5条例7・旧第8条繰下・一部改正)

(産業廃棄物の処理)

第11条 市が処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、必要の都度市長が指定する。

(平5条例7・旧第9条繰下)

(一般廃棄物の処理手数料)

第12条 一般廃棄物の処理の手数料(以下この条において「手数料」という。)は、別表第1の種別及び取扱区分に応じ算定した額に、粗大ごみを除き100分の110を乗じて得た額(その乗じて得た額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

2 手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他特に必要があると認めたものについては、手数料を減免することができる。

4 前3項に規定するもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平3条例39・一部改正、平5条例7・旧第10条繰下・一部改正、平9条例7・平12条例19・平25条例31・平28条例17・平31条例7・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は法第20条の2第1項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(平5条例7・旧第11条繰下・一部改正、平15条例31・平29条例12・一部改正)

(許可証等の交付等)

第14条 市長は、前条の許可又は登録をしたときは、当該申請者に許可証又は登録証明書(以下「許可証等」という。)を交付する。

2 前項の規定により許可証等の交付を受けた者が許可証等を紛失し、又は損傷したときは、許可証等の再交付を受けなければならない。

(平5条例7・旧第12条繰下・一部改正、平29条例12・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第15条 前2条の規定は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者について準用する。

(平5条例7・旧第14条繰下・全改)

(一般廃棄物処理業許可申請等の手数料)

第16条 第13条の許可若しくは登録若しくは前条の許可又は第14条第2項(前条で

準用する場合を含む。)の規定により許可証等の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(平5条例7・旧第15条繰下・一部改正、平29条例12・一部改正)

(業務の一部委託)

第17条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の一部を適当と認める者に委託することができる。

(平5条例7・旧第16条繰下)

(廃棄物減量等推進審議会)

第18条 地域に即した総合的な廃棄物の減量の推進及び再利用の促進を図るため、法第5条の7第1項の規定により、草加市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域市民団体等の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 物の製造、販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生事業者等

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

(平5条例7・旧第17条繰下・全改、平15条例31・一部改正)

(調査書の縦覧等)

第19条 市長は、法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を付与しなければならない。

(平17条例45・追加、平24条例33・一部改正)

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第20条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(平17条例45・追加)

(縦覧等の告示)

第21条 市長は、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(平17条例45・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第22条 調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から1月間とする。

(平17条例45・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第23条 意見書の提出先は、市長が第21条の告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平17条例45・追加)

(見解書の作成等)

第24条 市長は、意見書の提出があったときは、見解書を遅滞なく作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付しなければならない。

(平17条例45・追加)

(環境影響評価との関係)

第25条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告及び縦覧等の手続を経たものは、前4条に定める手続を経たものとみなす。

(平17条例45・追加)

(他の市区との協議)

第26条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市又は特別区の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市又は特別区の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(平17条例45・追加)

(技術管理者の資格)

第27条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれら

に相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例33・追加、平31条例7・一部改正)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平5条例7・旧第18条繰下、平17条例45・旧第19条繰下、平24条例33・旧第27条繰下)

(罰則)

第29条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平16条例30・追加、平17条例45・旧第20条繰下、平24条例33・旧第28条繰下)

第30条 第9条の3第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(平16条例30・追加、平17条例45・旧第21条繰下、平24条例33・旧第29条繰下)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(平16条例30・追加、平17条例45・旧第22条繰下、平24条例33・旧第30条繰下)

附 則

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

2 草加市清掃条例（昭和41年条例第36号）は、廃止する。

- 3 この条例の施行前に草加市清掃条例の規定によりなされた行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則（昭和48年条例第18号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第27号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第5号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第11号）

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第8号）

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第9号）

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に浄化槽法の規定により浄化槽清掃業の許可を受けている者は、改正後の草加市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和63年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申出を受け付けた廃棄物について適用し、同日前に収集の申出を受け付けた廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（昭和 6 3 年条例第 3 1 号）

改正 平成元年 1 月 8 日条例第 1 号

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 3 9 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の草加市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同条例の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成 7 年条例第 8 号）

この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 7 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年条例第 1 4 号）

この条例は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 1 9 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年条例第 3 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年条例第 3 0 号）

この条例は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 4 5 号）

この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年条例第 3 3 号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第31号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、別表第1動物の死体の項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1動物の死体の項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に申出のあった動物の死体の処理について適用し、同日前に申出のあった動物の死体の処理については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第1粗大ごみの項の規定は、附則第1項本文に規定する日以後に収集した粗大ごみの処理について適用し、同日前に収集した粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第7号）

改正 平成31年4月22日条例第24号

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（平31条例24・一部改正）

附 則（平成31年条例第24号）

この条例は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

（平3条例39・平5条例7・平7条例8・平11条例14・平28条例17・一部改正）

種別	取扱区分	単位	手数料 (円)	備考
----	------	----	------------	----

し尿	定額制	普通	月額1世帯につき 月額1人につき	370 320	満1歳未満の者を除く。
		改良式	月額1世帯につき 月額1人につき	560 320	
	従量制	361につき		330	不特定多数の者が利用する便槽のもの
動物の死体		1体につき		7,000	
粗大ごみ		10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額			一般家庭から生じたものに限る。

別表第2（第16条関係）

（平5条例7・平29条例12・一部改正）

区分	金額（円）
一般廃棄物処理業許可申請手数料	4,000
廃棄物再生事業者登録申請手数料	40,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	4,000
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	2,000
廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請手数料	2,000
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000